

第7期中央教育審議会における審議状況について (初等中等教育分科会)

○幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について

→ 平成25年4月3日 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、教育課程部会の下に認定こども園教育専門部会を設置。認定こども園教育専門部会と社会保障審議会児童部会の下に設置された認定こども園保育専門委員会との合同の検討会議において、幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について全5回にわたり審議を行い、平成26年1月、合同の検討会議として報告を取りまとめ。

1月23日の初等中等教育分科会・教育課程部会の合同会議に報告(別添1-1~1-3参照)。

本報告を踏まえ、幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)については、パブリックコメントを経て、平成26年3月末に、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の共同告示を行う予定。

○教科書採択の改善について

→ 平成25年11月、下村文部科学大臣が発表した「教科書改革実行プラン」に掲げられた事項のうち教科書採択の改善に関する事項について、初等中等教育分科会に審議要請。

これを受け、初等中等教育分科会において、「教科書改革実行プラン」に掲げられたそれぞれの事項について、その具体化や実施上の留意点をまとめるなどの観点から二回の審議を行い、「教科書採択の改善について(意見のまとめ)」を取りまとめ(別添2)。

○道徳に係る教育課程の改善等について

→ 平成26年2月17日に諮問(別添3)

これを受け、初等中等教育分科会教育課程部会の下に道徳教育専門部会を設置。

今後、同専門部会において、道徳の時間の新たな枠組みによる教科化に当たっての学習指導要領の改訂に関わる事項を中心に審議を行い、本年秋頃を目途に答申を取りまとめる予定。

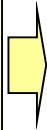
○高校教育の質の確保・向上について

→ 資料3-1及び資料3-2を参照。

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について

策定の趣旨

- 全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行っため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として策定（平成25年度中に告示予定）



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議で検討
《平成26年1月16日の第5回会議で策定の方向性について報告》

策定に当たっての基本的考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保
- ※ 教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定
《健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらしい・内容・内容の取扱いで構成》
- ※保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定
《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮
- ※乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
※入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について (報告)

平成26年1月16日
幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について(報告)

目 次

これまでの経緯.....	1
1 . 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等.....	3
(1) 子どもの育ちに関する理念.....	3
(2) 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等.....	4
2 . 基本的な考え方.....	6
(1) 認定こども園法の趣旨を踏まえた幼保連携型認定こども園保育要領(仮称) の策定.....	6
(2) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性.....	6
(3) 小学校教育との円滑な接続.....	7
(4) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項.....	8
3 . 教育及び保育の内容等.....	9
(1) 基本的な枠組み.....	9
(2) 主な内容等.....	9
(3) 趣旨の周知のための取組等.....	12
参考資料	
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する合同の検討会議 の開催について.....	13

これまでの経緯

- 新たな子育て支援制度の検討に当たっては、平成22年1月の少子化社会対策会議において、関係閣僚を構成員とする検討会議を開催し、その下に作業グループを置くことが決定された。これを受け、平成22年9月より「子ども・子育て新システム検討会議」の下で「基本制度」「幼保一体化」「こども指針（仮称）」の3つのワーキングチームが開催され、制度の内容等に関する検討が進められてきた。平成24年2月には、ワーキングチームの議論のとりまとめとして「子ども・子育て新システムに関する基本とりまとめ」が公表され、これを受け、同年3月には「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が少子化社会対策会議において決定された。

それらに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として「子ども・子育て支援法案」「総合こども園法案」「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の三法案を、税制抜本改革関連法案等とともに平成24年3月30日に第180回国会に提出した。

その後、衆議院での審議及び平成24年6月15日の自民党・公明党・民主党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合においてとりまとめられた「社会保障・税一体改革に関する確認書」を踏まえて、三法案に対する議員修正案が提出され、新たな議員立法として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」が提出された。これらの法案は平成24年6月26日に衆議院において可決された後、同年8月10日に参議院において可決・成立し、同年8月22日に公布された。^{*1}

また、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援に関する政策の検討過程などに参画・関与する仕組みとして平成25年4月より、「子ども・子育て会議」が設置されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可基準や給付費の額の算定基準などを検討するため、「子ども・子育て会議基準検討部会」が設置されている。

（いわゆる「認定こども園法」の改正）

- 認定こども園制度は、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして、平成18年度より始まった。現行の認定こども園制度は、保護者の就労状況によらず利用できるなど一定の評価を得ているが、幼稚園と保育所それぞれの認可を受けなければ設置できないといった二重行政の問題などが指摘されている。
- このため、子ども・子育て支援新制度においてはこれらの課題を解消するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ单一の施設に改め、認可・指導監督を一本化することとした。

*1 法案のうち、「総合こども園法案」は審議未了により廃案となった。

- 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ新たな「幼保連携型認定こども園」は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み創設されたものである。
- また、「幼保連携型認定こども園」の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という)第10条^{*1}において、主務大臣がこれを定めることとされている。その際、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとされている。

(幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する合同の検討会議における検討)

- 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に当たり、平成25年4月には、中央教育審議会初等中等教育分科会に対し、平成25年5月には社会保障審議会児童部会に対し、それぞれ検討の要請があった。

これを受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に認定こども園教育専門部会が、社会保障審議会児童部会の下に認定こども園保育専門委員会がそれぞれ設置され、幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する検討に当たっては、認定こども園教育専門部会と認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議において、検討が進められることとなった。

- 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する合同の検討会議は、平成25年6月21日の第1回以降、これまでに会議を4回開催した。

平成25年9月27日の第3回会議においては、関係団体からのヒアリング^{*2}を実施した。

平成25年11月15日の第4回会議においては、「合同の検討会議におけるこれまでの意見のまとめ」を取りまとめた。

- 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する合同の検討会議では、今回、これまでの審議を取りまとめ、「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について」報告することとした。

*1 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」は平成26年1月現在未施行であるが、ここでは、改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の条文を引用する。

*2 平成25年9月27日に8団体からヒアリングを行った。ヒアリングにおいて意見発表を行った団体は以下のとおりである。

特定非営利法人全国認定こども園協会、全国認定こども園連絡協議会、公益社団法人全国幼児教育研究協会、全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育連盟

1. 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等

- 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)は、子ども・子育て支援法に示す基本理念^{*1}を踏まえつつ、教育基本法及び児童福祉法に示す教育及び保育の目的等の達成を目指し、策定されるべきものである。

(1) 子どもの育ちに関する理念

- 乳幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、発達に応じた適切な保護者のかかわりや、質の高い教育及び保育並びに子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することを目指している。
- また、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。
- さらに、子どもの最善の利益が考慮される社会を目指すとの考えを基本に、子どもを虐待、酷使、放任その他不当な取扱いから守り、健やかな成長が図られる安全で安心な環境を整備することが必要とされている。
- 幼保連携型認定こども園においては、子育ての第一義的責任は保護者にあることを踏まえつつ、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、この時期の子どもに健やかな成長が図られるような環境を整えることを意識しながら教育及び保育に当たらなければならない。
- 加えて、幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育ての支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。

*1 子ども・子育て支援法

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(2) 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等

- 教育基本法¹において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされている。すなわち、教育の目的は、一人一人の人格の完成であり、国家・社会の形成者の育成である。このことは、幼保連携型認定こども園の教育の目的でもある。
- 児童福祉法²において、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされ、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされている。すなわち、保育の目的は、全ての子どもの生活を保障し、保護者とともに心身ともに健やかに育成することである。このことは、幼保連携型認定こども園の保育の目的でもある。
- 認定こども園法第2条第7項は、幼保連携型認定こども園の目的を、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育³並びに保育を必要とする子どもに対する保育⁴を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと」と規定している。
- また、認定こども園法第9条は、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を規

*1 教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

*2 児童福祉法

(児童福祉の理念)

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(児童育成の責任)

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

*3 認定こども園法第2条第8項は、教育の定義を「教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校（第9条において単に「学校」をいう。）において行われている教育をいう。」と規定しており、本報告書において「教育」とは、「学校教育」を指す語として用いている。

*4 認定こども園法第2条第9項は、保育の定義を「児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。」と規定しており、本報告書において「保育」とは、従来保育所において行われてきた「養護及び教育（学校教育を除く）」を指す語として用いている。

定している。¹幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、これらの教育及び保育の目的や目標に従い、各園の教育及び保育の内容の基準として定められるものである。

- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に当たっては、これまでの幼保連携型認定こども園で行われてきた教育及び保育を踏まえ²、社会の変化や子どもの現状を見据え、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うという観点から検討を行った。

*1 認定こども園法

（教育及び保育の目標）

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

*2 これまでの幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の認可を受け、認定こども園として認定を受けた施設であり、その教育及び保育の内容は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（以下「認定こども園の設備及び運営に関する基準」とする）に示されている。

認定こども園の設備及び運営に関する基準

第五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

2. 基本的な考え方

- 先に述べた子どもの育ちに関する理念等を踏まえ、認定こども園法に示す目的や目標を達成し、子どもの生活の連續性や発達や学びの連續性を確保するという観点に立った幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）策定の基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 認定こども園法の趣旨を踏まえた幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定

- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、認定こども園法に規定する目的及び目標に従い、主務大臣である内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定めることとされている。（認定こども園法第2条第7項、第9条、第10条第1項）
- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）策定に当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。（認定こども園法第10条第2項）
- 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の内容を遵守しなければならない。（認定こども園法第10条第3項）
- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定の検討に当たっては、これら認定こども園法の趣旨を十分に踏まえ、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮することとして、以下の3点を主な論点とした。
 1. 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性
 2. 小学校教育との円滑な接続
 3. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の名称については、「幼保連携型認定こども園保育要領」が適当であるとの意見が多くの委員からあったところである。今後、法律に基づく告示であるという性格を踏まえた法制的な観点も含め、検討されることが必要である。

(2) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- これまでの幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の認可をもつ施設であった。このため、その教育及び保育は幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、認定こども園に固有の事情に配慮しながら行われてきた。

幼保連携型認定こども園が学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、幼児期の学校教育及び保育を行う施設として創設されるに当たっては、その教育及び保育の内容は、同じく幼児期の学校である幼稚園や児童福祉施設である保育所の教育及び保育の内容との整合性を図ることが必要である。

- ただし、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、単に幼稚園教育要領と保育所保育指針を合わせたものでなく、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設としてふさわしい教育及び保育の内容の基準となるよう幼保連携型認定こども園の特性にも配慮しなければならない。
- 教育の内容に関しては、他校種の学習指導要領等と同様に全ての子どもに対して指導すべき内容を示す基準となることを踏まえ、心身の発達の段階や特性を十分に考慮し、幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から検討されなければならない。
- 保育の内容に関しては、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障するに当たり、一人一人の存在を受け止め、援助すべき内容を示す基準となることを踏まえ、子どもの最善の利益を保障するという観点から検討されなければならない。
- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても、環境を通して行う教育及び保育を行うことを基本とする。
- 幼保連携型認定こども園においては、健康で安全な、情緒の安定した環境の下で、子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、この時期にふさわしい遊びを中心とした豊かな生活ができるよう配慮しなければならない。
- 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとする。
- 今後、保育所保育指針や幼稚園教育要領を含む他校種の学習指導要領等の改訂の際には、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）についても必要な改訂がなされるべきである。

（3）小学校教育との円滑な接続

- 小学校教育との円滑な接続については、平成21年3月に文部科学省と厚生労働省が合同で「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」を作成したり、平成22年11月に調査研究協力者会議の報告として「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」が作成されたりするなどその重要性が認識されてきたところである。
- 現行の認定こども園の設備及び運営に関する基準においても、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること等、小学校教育との連携について示されている。
- これらを踏まえ、幼保連携型認定こども園における教育及び保育が小学校以降の学習

や生活の基盤の育成につながることに配慮し、環境を通して行われる教育及び保育により展開されるこの時期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。

- その際、幼保連携型認定こども園が地域の教育及び保育を担う施設の一つとして、小学校のみならず地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図るといった視点をもつことも大切である。

(4) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 子どもの家庭や幼保連携型認定こども園での生活の経験の違い等に配慮し、一人一人に応じた教育及び保育が展開されるよう配慮が必要である。
- 0歳から小学校就学前までの子どもが、一日の多くの時間を過ごす生活の場として、子どもの一日の生活の連續性及び生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫を行うことが必要である。その際、幼保連携型認定こども園での生活と家庭などの生活の連續性を踏まえ、保護者が幼保連携型認定こども園とともに子どもを育てるという意識が高まるよう情報交換を行うことも大切である。
- 教育及び保育を適切に展開するためには、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じた配慮を行うことが重要である。特に、各幼保連携型認定こども園においてこれらの違いのある子どもが共に過ごすこととなる各年度の当初は、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の生活の流れを考えることが必要である。
- 教育及び保育を一体的に提供するため、幼保連携型認定こども園における生活を見通した教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、一人一人の発達の過程を理解し、幼保連携型認定こども園での生活の経験や在園時間の長短等に配慮した具体的な指導計画を作成する必要がある。
- 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、同一学年で構成される学級による集団活動が基本となる満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定することが望ましい。
- 幼稚園と保育所という学校と児童福祉施設における実践を踏まえながら、保育者や保護者が互いに理解を深め、組織作りや環境整備、子どもの受け入れ時間の異なる保護者同士の交流も含め、幼保連携型認定こども園として子どもを支える体制作りが必要である。

3. 教育及び保育の内容等

(1) 基本的な枠組み

- ここまで述べてきたとおり、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は認定こども園法等に基づき、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性、小学校教育との円滑な接続、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を踏まえて策定されるべきである。
- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）を策定する際には、総則においてその理念や目標等を示し、五つの領域のねらいや内容に子どもが身に付けていくことが望まれる事項を示し、指導計画を作成する際の配慮事項や運営に関する配慮事項を整理して示すなど、その構成を工夫しなければならない。
- 運営に関する事項については、平成25年度中に策定が予定されている幼保連携型認定こども園の認可基準と整合性が図られた内容でなければならない。

(2) 主な内容等

- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の構成を検討する際は、「2. 基本的な考え方」に示した事項を踏まえ、環境を通して行う教育及び保育を基本とし、遊びを中心とした豊かな生活が展開されることとともに、幼保連携型認定こども園の特性等に配慮しなければならない。このため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針と同様の五つの領域のねらいや内容等に加え、盛り込むことが必要と考えられる主な内容等を以下に示す。

（発達や学びの連続性に関すること）

- 施設の利用を開始する年齢が異なるため、子どもの集団生活の経験の違いに配慮するなどして、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性に考慮し展開すること。
- 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して子どもの発達の過程を見通すとともに、一人一人の発達の特性と発達の課題を適切に把握すること。その際、一人一人に応じたきめ細かな対応が図れるようにすること。

小学校教育との円滑な接続に向け、子どもの発達や学びの連続性を確保するために、この時期の子どもにふさわしい教育及び保育の工夫を図るとともに、小学校との連携を通じ、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めること。

（養護に関すること）

- 快適な生活環境を実現し、子どもと保育者との信頼関係の構築を通じた心身の健康の増進を図るため、幼保連携型認定こども園が子どもにとって心豊かで安定した生活の場となるよう努めること。

- 生命の保持や情緒の安定のため、家庭と協力しながら、一人一人の発育及び発達の状況や健康状態の把握について十分に配慮すること。

(乳児期の子どもの保育に関するこ)

- 身体の諸感覚や機能などの発育のため、安全で活動しやすい環境を整え、子どもが安心して身近な環境に自ら働きかけようとする意欲を高めていくこと。

- 一人一人の生活のリズムを重視し、保育者とのあたたかい継続的かつ応答的なかかわりを通じて心身の健康及び情緒の安定に努めること。

- 保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について情報提供とともに、信頼関係を築きながら家庭での様子を把握し、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるようにすること。

(満3歳未満の子どもの保育に関するこ)

- 基本的な生活習慣の形成に向けて、保育者の適切なかかわりの下、自分の意志で生活を繰り広げようとする意欲を高めていくこと。

- 心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいことから、一人一人の状態に応じた保育が展開されるようにすること。

- 一人一人の遊びや保育者との応答的なかかわりを中心とした生活から、徐々に周囲の環境に働きかけ、子ども同士のかかわりが増えてくる時期であることから、適切な援助を行うとともに、発達の状況に応じた環境の構成を工夫すること。

- 保護者との連携を緊密にすることで、一人一人の生活に理解を深め、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮すること。

(健康及び安全に関するこ)

- 子どもが安全な環境の下で心と体を十分に働かせて生活できるよう、健康の保持及び増進を図るようにすること。

- 健康な心と体の育成のため、家庭と連携を図り食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるようにすること。

- 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病的発生が多いことから、専門機関等と連携を図り、幼保連携型認定こども園全体で一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

- 事故の防止や災害等不測の事態に備えた対応については、幼保連携型認定こども園全体の体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるようによること。

(特別支援教育や障害児保育に関するこ)

- 昨今の障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある子どもに対しては、障害の状況などに応じた適切な支援を行うとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮するなど、幼保連携型認定こども園が障害の有無を問わずこの時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにすること。
- 乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行い、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援を図るようにすること。その際、専門的な相談や支援が受けられるよう市町村や専門機関等と連携を図るようにすること。

(子育ての支援に関するこ)

- 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を提供するとともに保護者に対する子育ての支援を行う施設であり、地域の子育ての支援の核となる施設として機能することが求められている。このため、教育及び保育の提供並びに保護者に対する子育ての支援の機能が総合的に発揮されるよう留意すること。
- 子育ての支援に関する様々な事業を展開する際には、地域の実態や園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、保護者や地域の人々にとって、地域の子どもの成長・発達を促進する場、子育ての喜びを共感する場、子育ての悩みや経験を話し交流する場、地域の子育てのネットワークづくりをする場などとなるよう地域の子育ての拠点としての役割を果たすよう留意すること。

(家庭や地域社会との連携に関するこ)

- 様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するよう、保護者との信頼関係を深め、子どもの生活や子どもとのかかわり方について情報交換を行ったり、PTA活動や保護者会活動、保育参加などを通じ保護者と子どもとの活動の機会を設けたりするなど、家庭との緊密な連携を図り、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるようにすること。
- 地域の実態等を踏まえ、公共施設等も活用しながら高齢者を始め幅広い世代と交流したり、地域の行事に参加したりするなど地域資源を活用した豊かな体験を得られる機会を設定するとともに、地域の人々に幼保連携型認定こども園についての理解を深め、地域全体で子どもの健やかな育ちを支える拠点として機能するようにすること。

(3) 趣旨の周知のための取組等

- 認定こども園法第10条第3項を踏まえ、幼保連携型認定こども園として遵守すべき事項を幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に示し、その具体について解説によって明らかにする。特に、小学校教育との接続、子育ての支援や特別な支援を必要とする子どもに対する教育及び保育等の事項については、解説のほかに参考となる資料を作成することも考えられる。
- 国は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の趣旨の十分な周知を図るために、認定こども園の関係者や行政担当者等に向けた説明会を行うなど平成27年度に予定されている新しい幼保連携型認定こども園制度の施行までに必要な手立てを講じなければならない。
- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）は、保育者や行政担当者とともに、小学校の教職員、幼稚園教諭や保育士の養成機関等にもその趣旨の周知が図られるよう工夫が必要である。
- 学校及び児童福祉施設として必要な教育及び保育の質の確保や向上の観点から保育者の研修の充実についても十分に検討しなければならない。

(参考資料)

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議の開催について

（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定こども園教育専門部会と
社会保障審議会児童部会認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議）

1 趣旨

「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」の策定について検討を進めるため、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定こども園教育専門部会（以下「教育専門部会」とする。）委員と社会保障審議会児童部会認定こども園保育専門委員会（以下「保育専門委員会」とする。）委員からなる合同の検討会議（以下「合同会議」とする。）を開催する。

2 検討スケジュール

概ね、以下のスケジュールで検討を行い、平成25年度中を目途として議論のとりまとめを行う。

平成25年6月 合同会議の立ち上げ、議論の開始

平成25年夏～秋 中間とりまとめ

平成26年1月 議論のとりまとめ

（注）月1回程度、全体で5～6回を目指して開催（必要に応じて回数を変更する。）

3 検討メンバー

教育専門部会と保育専門委員会に属する委員全員（28名）で構成する。（別紙参照）

4 運営

- ・司会進行等を務める座長は、教育専門部会と保育専門委員会より1名ずつ選出した2名を共同座長として運営する。
- ・事務局は文部科学省及び厚生労働省が交代で行う。
- ・これに定めるもののほか、合同会議の議事の手続その他合同会議の運営に関し必要な事項は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議運営規則によるものとする。

(別紙)

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する合同の検討会議委員
(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定こども園教育専門部会と
社会保障審議会児童部会認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議)

座長	秋 田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
	阿 部 宏 行	北海道教育大学准教授
	網 野 武 博	武蔵野大学客員教授
	岩 田 純 一	京都教育大学名誉教授
	榎 沢 良 彦	淑徳大学総合福祉学部教授 教育福祉学科長
	岡 上 直 子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	岡 村 宣	認定こども園ポプラの木園長
	柏 女 靈 峰	淑徳大学総合福祉学部教授
	神 長 美津子	國學院大學人間開発学部教授
	上 林 千 秋	群馬県教育委員会義務教育課指導主事
	河 邁 貴 子	聖心女子大学文学部教授
	吉 川 由基子	小奴可保育所所長
	小 枝 達 也	鳥取大学地域学部教授
	酒 井 治 子	東京家政学院大学現代生活学部准教授
	汐 見 稔 幸	白梅学園大学・白梅学園短期大学学長
	志 民 一 成	静岡大学教育学部准教授
	柴 崎 正 行	大妻女子大学家政学部教授
	杉 原 隆	財団法人田中教育研究所所長
	田 中 雅 道	光明幼稚園長
	民 秋 言	白梅学園大学名誉教授
	寺 田 清 美	東京成徳短期大学幼児教育科教授
	野 本 茂 夫	國學院大學人間開発学部准教授
	帆 足 英 一	世田谷子どもクリニック院長
	増 田 まゆみ	東京家政大学家政学部教授
座長	無 藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	矢 藤 誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授
	渡 邁 郁 美	新宿区立四谷子ども園長
	渡 邁 英 則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長

(平成25年6月21日現在 28名)

認定こども園教育専門部会の審議の経過について

○平成25年4月3日（水）

初等中等教育分科会（第83回）

- ・初等中等教育局長より初等中等教育分科会に対して「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について」審議要請

○平成25年6月3日（月）

教育課程部会（第84回）

- ・認定こども園教育専門部会を設置

○平成25年6月21日（金）

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第1回）
(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定こども園教育専門部会と社会保障審議会児童部会認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議)

- ・座長の選任等
- ・フリートーキング

○平成25年7月26日（金）

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第2回）
・幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について審議

○平成25年9月27日（金）

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第3回）
・関係団体ヒアリング

○平成25年11月15日（金）

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第4回）
・「合同の検討会議におけるこれまでの意見のまとめ（案）」について審議

○平成26年1月16日（木）

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議（第5回）
・「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（案）」について
とりまとめ

教科書採択の改善について（意見のまとめ）

平成25年12月26日
中央教育審議会
初等中等教育分科会

はじめに

- 平成25年11月15日、文部科学大臣は、今後の教科書改革に向けた総合的な政策パッケージとして「教科書改革実行プラン」を発表した。ここに掲げられた事項のうち、初等中等教育分科会に対しては、教科書採択の改善に関する以下の事項について審議の要請がなされた。
 - ①共同採択について、構成市町村による協議ルールを明確化
 - ②「市郡」単位となっている採択地区の設定単位を「市町村」に柔軟化
 - ③採択結果・理由など、教科書採択に関する情報の公表を求める
- 初等中等教育分科会としては、「教科書改革実行プラン」について、
 - ①共同採択地区内で教科書が一本化できず、教科書の無償給付ができない事態の発生を防止する
 - ②地域の実情に沿った採択地区設定を可能とする
 - ③各採択権者による責任ある採択を促進する
 といったことに資するものと受け止め、それぞれの事項を具体化することや実施上の留意点をまとめるなどの観点から審議を行い、以下のとおり意見をまとめた。

1. 共同採択に係る協議ルールの明確化について

- 最近、採択地区を構成する市町村のうち一部の市町村が採択地区協議会の答申と異なる教科書を採択し、採択地区内で教科書の一本化ができず、結果として国から教科書の無償給付ができないという事例が生じた。

- このような事例の発生を防止するという目的に照らせば、共同採択地区については、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する協議会制度のうち管理執行協議会（協議会が行う事務の管理・執行が、関係普通地方公共団体の執行機関が管理・執行したものとして効力を有するもの）を設置することなどにより、協議ルールの明確化を図るための制度の整備を図ることが適当である。

2. 採択地区の設定単位の柔軟化について

- 近年の市町村合併の進行により、一つの郡を構成する町村の数が減るとともに、一つの郡の人口規模も小さくなり、また、町村が飛び地になっている郡が生じるなど、郡という行政区画は変質しつつある。このような中、採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改めることは、郡の区域にかかわらない柔軟な採択地区の設定を可能とし、妥当である。
- 採択地区の設定について権限と責任を有する都道府県教育委員会においては、今回の制度改正の趣旨をいかし、市町村教育委員会の教科書の研究能力等を総合的に勘案し、適切な採択地区の設定を行うことが必要である。その際、特に、共同採択が小規模な町村の採択事務において果たしている役割に留意しつつ、そもそも採択権限を有している市町村教育委員会の意向を十分に踏まえなければならない。

3. 採択結果・理由等の公表について

- 教科書が学校教育において果たす重要な役割を踏まえ、教育委員会にあっては主に地域住民に対して、私立学校にあっては主に保護者に対して、その関心に応じて採択に関する情報を適切に提供していくことが必要である。
- その際、私立学校は建学の精神に基づき多様な人材育成を行う教育機関であるとともに、採択については学校単位で行っており、基本的に地域単位で採択を行っている教育委員会とは採択について説明責任を負うべき対象等の点に

おいて異なるなど、学校の設置主体や学校種の特性等を踏まえ、採択に関する情報の公表の在り方はおのずと異なってくることに配慮する必要がある。

4. 今後の検討課題について

- 今回、初等中等教育分科会としては、「教科書改革実行プラン」の方向性を踏まえ、主に現行制度の改善という観点から審議を行い、その内容についてはおおむね妥当と考えているが、その審議の過程においては、
 - ①地方分権の進展や地方教育行政制度改革の動向、教科書のデジタル化の進展に伴う市町村の教科書に対するニーズの多様化などを踏まえ、共同採択制度そのものの在り方についても検討すべき
 - ②例えば、採択のための教科書の研究は共同で行いつつ、採択自体はそれぞれの市町村教育委員会において行う、若しくは、市町村教育委員会の希望に応じて共同採択を選択できるようにするなど、現行の共同採択制度と市町村教育委員会による単独採択とする制度との折衷的な方策も考えられる
 - ③採択権者がどの教科書を採択したとしても外部からの無用な批判にさらされることのないよう、検定を通じて更に教科書の質を高めていくべきといった意見も出された。
- 教科書を巡る課題としては、上記のほか、教科書のデジタル化や多様な学びに対応するための教科書の多様性の向上など、他の重要課題もあることから、今後も引き続き教科書制度の在り方について議論を深めていく必要がある。

教科書改革実行プラン

バランス良く記載され、採択権者が責任を持つて選んだ教科書で子供たちが学ぶことができるように、教科書の編集・採択の各段階において必要な措置を講ずるとともに、各手続を積極的に公表していくことにより、より国民全体の理解を得られるような教科書作りを目指す。

1 編集

(平成26年度の中学校用教科書の検定から適用)

- バランス良く教えられる教科書となるよう、検定基準を見直し
 - ・通説的な見解がない場合や、特定の事柄や見解を特別に強調している場合などに、よりバランスの取れた記述にするための条項を新設 改正
 - ・政府の統一的な見解や確定した判例がある場合の対応に関する条項を新設

- 教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件として明記

2 検定手続の透明化

(平成26年度の中学校用教科書の検定から運用改善)

- 検定関係文書をより具体化、HPで公開
- 検定を通じ、バランスを欠いた教科書記述の修正を図る
- 検定手続の透明性の向上

3 採択

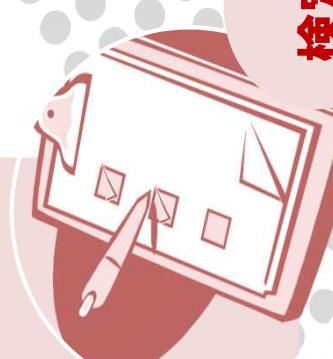


教科書採択の改善

(教科書無償措置法改正(平成26年通常国会に法案提出)等)

- 共同採択について、構成市町村による協議ルールを明確化
- 「市郡」単位となっている採択地区の設定単位を「市町村」に柔軟化
- 採択結果・理由など、教科書採択に関する情報の公表を求める

4 検定



5 編集

検定申請時の提出書類改善

(平成26年度の中学校用教科書の検定申請から適用)

- 編修趣意書等の検定申請時の提出書類を改善し、申請図書の作成に当たって教育基本法の目標をどのように具現化したかを明示してもらう
- これらの提出書類をHPで公開

- より教育基本法の目標を意識した教科書編集の促進

教科書採択制度の概要

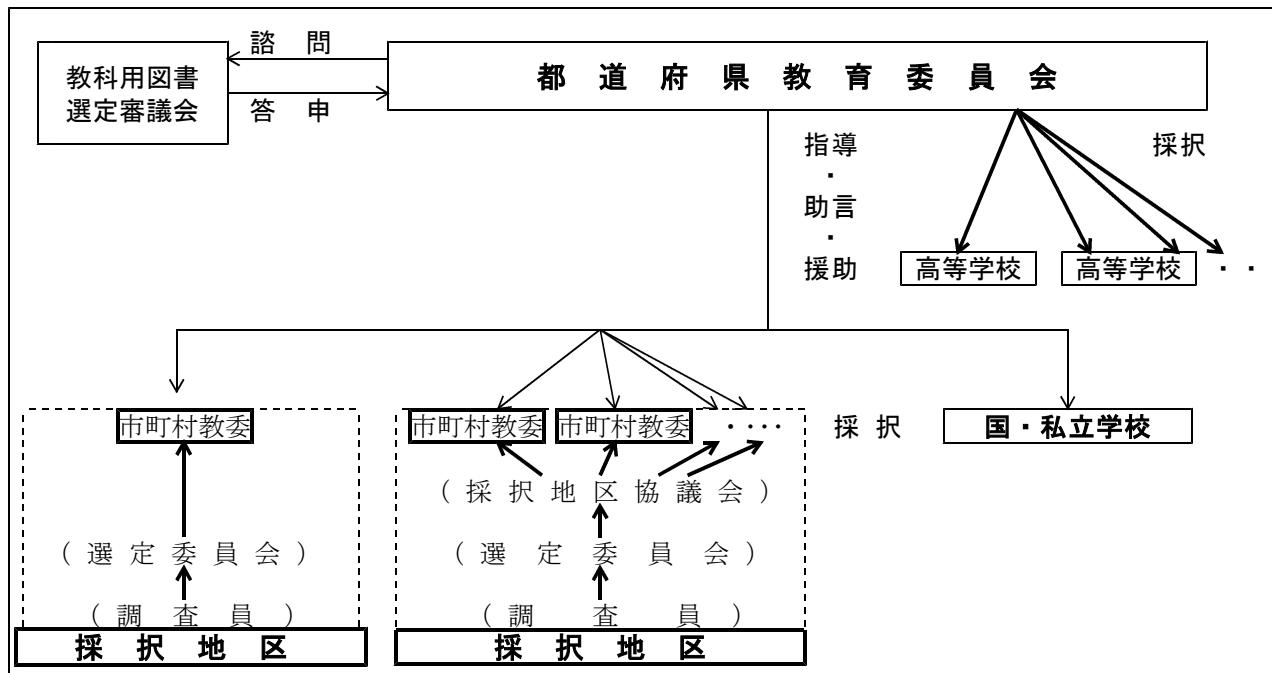
教科書の採択は、公立学校では都道府県・市町村の教育委員会（※1）が、国立・私立学校では校長（※2）が行う。

市町村立小中学校の教科書については、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて市郡を単位として採択地区を設定する（※3）。採択地区が二以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は同一の教科書を採択する（※4）。

都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会の諮問・答申に基づき、市町村教育委員会に対し必要な指導、助言、援助を行う（※5）。

共同採択制度の意義

- ①調査研究に地区内の多くの教員等が参画でき、教科書内容についての綿密な調査研究が可能となること
- ②地区内の教員が共同で教材研究や授業研究を行うことが可能となること
- ③周辺市町村への転校により教科書が変わるという学習上の不便が生じないこと
- ④教科書の円滑な供給と教科書価格の低廉化が期待できること



※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号

※2 教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項

※3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項、第2項

※4 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項

※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項

地方自治法における「協議会」制度について

地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体は、事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定めて協議会を設けることができる。規約の協議について関係地方公共団体の議会の議決を要する。(連絡調整協議会を除く。)

【協議会の種類】

①**管理執行協議会**：事務の一部を共同して管理・執行するもの

→協議会が行う事務の管理・執行は、関係普通地方公共団体の執行機関が管理・執行したものとしての効力を有する。

②**連絡調整協議会**：事務の管理・執行について連絡調整を図るためにもの

→連絡調整の成果に基づいて関係地方公共団体の執行機関が行為をとることによってはじめて一定の法的効果が生じる。

③**計画作成協議会**：広域にわたる総合的な計画を共同して作成するためのもの

→協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は当該計画に基づいてその事務を処理するようにならなければならない。

「郡」の行政単位としての性質の変化

■ 構成市町村別の郡の数（推移）

	構成町村数										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1970年(昭和45年※)	65	82	81	87	63	49	47	36	25	13	24
構成比率	11%	14%	14%	15%	11%	9%	8%	6%	4%	2%	4%
構成比率（累積）	11%	26%	40%	55%	66%	75%	83%	89%	94%	96%	100%
1992年(平成4年※)	77	85	89	85	58	45	40	39	21	12	19
構成比率	14%	15%	16%	15%	10%	8%	7%	7%	4%	2%	3%
構成比率（累積）	14%	28%	44%	59%	69%	77%	84%	91%	95%	97%	100%
2013年(平成25年)	163	88	64	31	11	14	7	2	2	0	4
構成比率	42%	23%	17%	8%	3%	4%	2%	1%	1%	0%	1%
構成比率（累積）	42%	65%	82%	90%	92%	96%	98%	98%	99%	99%	100%

出典：総務省標準地域コード一覧より文部科学省作成
※昭和45年は出典によりデータが集計可能な最も古い時点として、平成4年は昭和45年と平成25年の概ねの中間時点として示している

■ 人口規模別の郡の数（推移）

	1万人以下の郡の割合						1万人以下の郡の割合
	~5000	~10000	~30000	~50000	~100000	~200000	
1985年(昭和60年※)	4	15	121	127	176	47	3
構成比率	1%	3%	25%	26%	36%	10%	1%
構成比率（累積）	1%	4%	28%	54%	90%	99%	100%
2010年(平成22年)	20	27	122	80	57	7	1
構成比率	6%	9%	39%	25%	18%	2%	0%
構成比率（累積）	6%	15%	54%	79%	97%	100%	100%

構成する都に飛び地があるために地区内に飛び地がある採択地区一覧

都道府県	採択地区名	構成市町村
北海道	第5採択地区	美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市 空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町）、夕張郡（由仁町、長沼町、栗山町）、樺戸郡（月形町、浦臼町、新十津川町）、雨竜郡（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町）
青森	三戸採択地区	三戸郡（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）
栃木	下都賀採択地区	下都賀郡（壬生町、岩舟町、野木町）
栃木	那須採択地区	那須烏山市 那須郡（那須町、那珂川町）
埼玉	第7採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、 入間郡（毛呂山町、越生町、三芳町）
東京	西多摩地区	西多摩郡（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）
静岡	榛原採択地区	牧之原市 榛原郡（吉田町、川根本町）
大阪	泉南郡採択地区	岬町、田尻町、熊取町
奈良	第11採択地区	磯城郡、高市郡（川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村）
広島	安芸採択地区	安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）
香川	仲多度採択地区	仲多度郡（まんのう町、琴平町、多度津町）
長崎	県北採択地区	平戸市、松浦市、北松浦郡（小值賀町、佐々町）

参考資料5

※離島は飛び地に含まれない
※平成24年度採択時点、文部科学省調べ

各採択地区における教科書採択の結果・理由等の公表状況(義務教育)

	公表	請求に応じて公表	非公開	当該組織・資料なし
採択地区協議会委員氏名	34 10.7%	242 76.1%	42 13.2%	264
選定委員氏名	79 22.4%	217 61.6%	56 15.9%	223
調査員氏名	74 13.1%	274 48.3%	219 38.6%	15
採択理由	171 31.5%	347 64.0%	24 4.4%	40
採択結果	339 59.2%	230 40.1%	4 0.7%	9
調査研究資料	101 18.1%	424 76.0%	33 5.9%	24

参考資料6

※平成23年度採択時点、文部科学省調べ

各教育委員会における教科書採択の結果・理由等の公表状況(都道府県立高等学校)

	公表	請求に応じて公表	非公表・作成なし
	都道府県数 全都道府県に 占める割合	都道府県数 全都道府県に 占める割合	都道府県数 全都道府県に 占める割合
都道府県の作成する採択基準等資料	14 29.8%	22 46.8%	11 23.4%
都道府県の作成する各教科書の調査研究資料	4 8.5%	17 36.2%	26 55.3%
各学校の作成する選定関係資料	10 21.3%	33 70.2%	4 8.5%
採択結果	25 53.2%	19 40.4%	3 6.4%
採択理由	1 2.1%	0 0.0%	46 97.9%

参考資料7

※採択理由については、各学校からの選定資料とは別に資料を作成している場合のみ回答

※平成24年度採択についての状況、文部科学省調べ

25文科初第1230号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

道徳に係る教育課程の改善等について

平成26年2月17日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理由)

道徳教育は、人が互いに尊重し合い、協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身に付けるとともに、人間としてより良く生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深めていくことをねらいとしています。このことを通じ、自立した一人の人間として、人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すものです。

こうした道徳教育の意義は、国や民族、時代を越えて普遍的なものであり、道徳教育は、万人に必須のものとして全ての教育活動の根本に据えられるべき重要性を有しています。

このことを踏まえ、我が国の学校教育においても、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、これまで、関係者の努力により、創意工夫ある優れた指導の実践も行われてきました。

しかしながら、我が国の道徳教育を全体として捉えると、歴史的な経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があることや、教育関係者にその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていないことなど、多くの課題が指摘されており、期待される姿には遠い状況と言わざるを得ません。

以上のような認識に立ち、文部科学省では、教育再生実行会議における平成25年2月の第一次提言も踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の在り方など道徳教育の改善・充実方策について、幅広く検討を行ってきました。

平成25年12月に取りまとめられたその報告においては、

- グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化の進行など、今後の変化の激しい社会において、道徳教育に期待される役割は極めて大きく、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であると同時に、その充実は、我が国の教育の現状を改善し、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題であること
- これまでも繰り返し道徳教育の重要性と課題が指摘されながら、全体としては十分な改善に至らなかった反省も踏まえ、道徳教育が学校教育活動全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう、早急に抜本的な改善・充実を図る必要があることが示されています。その上で、具体的方策として、
 - 道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、相互の関係をより明確にすること
 - 児童生徒の発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容を明確化すること
 - 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及や、道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実などの観点を中心に改善に取り組むこと

- 数値による評価を行うことは不適切であるが、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のため、道徳教育の特性を踏まえた多様な評価方法を検討すること
 - 道徳の時間を、教育課程において、例えば「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、所要の改善を行うこと
 - どの学校でも一定水準の授業が実施されるよう、主たる教材を安定的・継続的に提供するとともに、民間発行者の切磋琢磨によって質の向上を図るなどの観点から、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること
 - 学級担任が「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを原則とするとともに、教員研修の充実や教員養成課程の改善などを通じ、教員の指導力の向上を図ること
 - 学校、家庭、地域の連携の強化を図ること
- などが提言されています。

これらを踏まえ、今般、道徳に係る教育課程の改善等について諮問を行うものであります、特に、道徳の時間の新たな枠組みによる教科化に当たっての学習指導要領の改訂に関わる事項を中心に御審議いただきたいと考えています。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、教育課程における道徳教育の位置付けについてであります。

道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてより適切なものに見直すことが必要と考えます。このため、道徳教育の要である道徳の時間について、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ることについて、専門的・具体的な御検討をお願いします。

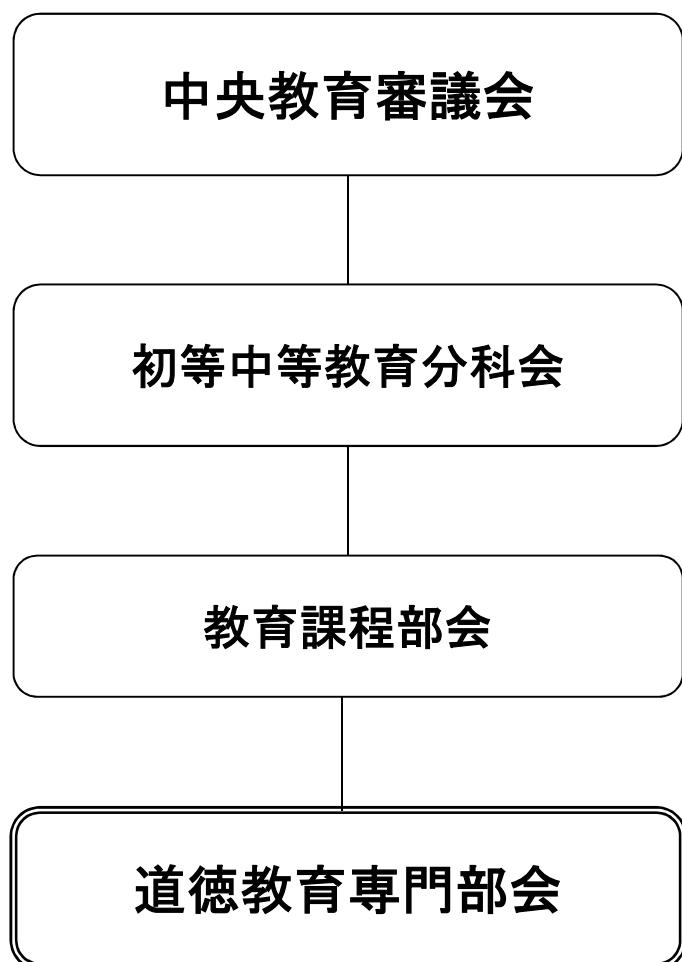
第二に、道徳教育の目標、内容、指導方法、評価についてであります。

道徳教育の抜本的な改善に向け、道徳教育の充実に関する懇談会の報告も踏まえつつ、学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容、指導方法、評価の在り方について、専門的・具体的な御検討をお願いします。その際、道徳教育の充実に関する懇談会の報告において、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を用いることが提言されていることにも留意しつつ、学習指導要領における目標・内容等の示し方について御検討くださるようお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、審議に当たっては、教員の指導力向上方策、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など道徳に係る教育課程の改善に関連する事項にも御留意の上、今後の道徳教育の改善・充実に向けて必要な事項について御検討くださるようお願いします。

道徳に係る教育課程の改善等の検討体制

「道徳に係る教育課程の改善等について(諮問)」を受け、道徳教育の教育課程上の位置付けや、その目標、内容、指導方法、評価の在り方等について専門的に検討するため、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に、道徳教育専門部会を設置する。



道徳教育専門部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

◎ 押 谷 由 夫	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
川 田 智佳子	宮城県大崎市立鹿島台中学校長
木 下 美 紀	福岡県福津市立津屋崎小学校主幹教諭
齋 藤 博 志	東京都八王子市立みなみ野小学校中学校統括校長
○ 柴 原 弘 志	京都市教育委員会指導部長
島 恒 生	畿央大学教育学部教授
谷 田 増 幸	兵庫教育大学大学院教授
徳 満 哲 夫	東京都渋谷区立神南小学校長
永 井 博 美	広島県教育委員会豊かな心育成課指導主事
永 田 繁 雄	東京学芸大学教授
堀 田 龍 也	玉川大学大学院教育学研究科教授
無 藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
柳 沼 良 太	岐阜大学大学院教育学研究科准教授
吉 本 恒 幸	聖徳大学大学院教職研究科教授

計 14 名

◎ 主査

○ 主査代理

道徳に係る教育課程の改善等について －主に審議をお願いしたい事項（案）－

1. 道徳教育の教育課程上の位置付けについて

- 道徳教育の教育課程上の位置付けをより適切なものに見直すため、道徳の時間を、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ることについて

2. 道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について

(1) 道徳教育の目標について

- 道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることについて

(2) 道徳教育の内容について

- 児童生徒の発達の段階を踏まえた道徳教育の内容について
また、発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容について

(3) 道徳教育の指導方法について

- 具体的な指導方法の在り方や学習指導要領等におけるその示し方等について
特に、次の3つの観点を中心に改善に取り組むことについて
 - ・ 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及
 - ・ 道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実
 - ・ 各学校における「道徳教育の全体計画」「道徳の時間の年間指導計画」の実質化、道徳の時間と各教科等との関連付けの強化

(4) 道徳教育の評価について

- 道徳教育は、一人一人の道徳性を培うものであり、道徳性はきわめて多様な心情、価値、態度等を前提としていることにはかんがみれば、数値による評価を行うことは不適切であると考えられるが、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のために、求められる多様な評価の方法について

※ 上記の検討に当たっては、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を用いるとの提言も踏まえて検討いただきたい。

3. その他（例）

- 道徳に係る教育課程の改善に関する事項について
 - ・ 学校における指導体制
 - ・ 教員の指導力向上方策
 - ・ 学校と家庭や地域の連携強化の在り方
- 幼稚園、高等学校及び特別支援学校における道徳教育の充実について